

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第8条第7項
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の提出命令（許可が失効した場合）
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 銃砲刀剣類所持等取締法 第8条第6項・第7項
処 分 基 準： 当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるとき、又は許可が失効した日から起算して50日を経過したときは、銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。
問 合 せ 先：生活安全部生活環境課銃砲刀剣類対策係 電話 03-3581-4321（内線 34151）
備 考：